

令和2年度

北極域研究加速プロジェクト

—ArCSⅡ—

(Arctic Challenge for Sustainability Ⅱ)

【環境技術等研究開発推進事業費補助金】

公募要領

令和2年2月13日

文 部 科 学 省

目 次

1. 事業の背景・目的	1
(1) 事業の背景	
(2) 事業の目的	
2. 事業の内容	2
(1) 事業規模	
(2) 事業内容	
(3) 実施体制	
(4) その他	
3. 応募手続き	5
(1) 応募機関	
(2) 応募者	
(3) 経費	
(4) 応募書類の入手方法	
(5) 応募書類の提出	
(6) 公募説明会	
(7) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について	
(8) e-Rad 上の課題等の情報の取扱い	
(9) e-Rad からの内閣府への情報提供等	
(10) 研究者情報の researchmap への登録について	
(11) 応募書類の作成・提出に当たっての留意事項	
4. 審査	10
5. 補助金の交付に当たっての諸手続き	10
6. 公募から事業開始までのスケジュールの概要（予定）	10
7. 補助金の執行に関する留意事項	11
8. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 に基づく体制整備等について	11
9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にも基づく 体制整備等について	12
10. その他	15

- 別表 北極域研究加速プロジェクトに係る経費について【環境技術等研究開発推進事業費補助金】
- 別添 1 令和2年度北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】申請書
- 別添 2 北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】審査要項
- 別添 3 e-Rad を利用した応募の流れ
- 別添 4 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

1. 事業の背景・目的

(1) 事業の背景

北極域は、温暖化の影響が最も顕著に現れている地域であり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」においても、世界の年間平均より2～3倍高い昇温が指摘されています。海氷の急速な減少や氷床融解の加速など、北極域の自然環境の急激な変化は、北極域にとどまらず、地球全体の環境や生態系に大きな影響を与えることが科学的に指摘されており、将来への深刻な懸念が国際的に共有されています。

また、北極域の海氷の減少は、北極海航路の利活用や海底資源開発などによって経済活動の飛躍的な拡大につながることで期待されており、北極圏国だけでなく、多くの非北極圏国が強い関心を抱いています。しかしながら、このような開発等の経済活動の拡大は、復元力に乏しい北極域の環境や生態系に不可逆的なダメージを与えるのみならず、全球的な環境変化を拡大させるリスクも有するものです。

こうした北極域における問題に対処するためには、北極圏国のみならず、非北極圏国からの参加を含む科学的な国際協力の強化が必須です。平成30年10月にドイツで開催された第2回北極科学大臣会合には、日本を含む23か国、EU及び6先住民団体の代表が集まり、以下に関する国際協力の強化に向けた共同声明が発表されています。

- ・観測の強化、データ利用の促進、研究基盤の相互利用
- ・全球的・地域的な環境変動の理解
- ・環境変化がもたらす社会への影響（脆弱性及び回復力）

他方、国内においても、平成27年10月16日に総合海洋政策本部決定された「我が国の北極政策」に端を発し、平成30年5月に閣議決定された第3期海洋基本計画では、北極政策が初めて主要政策の一つとして位置付けられました。その後、総合海洋政策本部参与会議において、北極域に関わる研究開発、国際協力、持続的な利用という3本の政策の柱をどのような形でより統合的に実施し、我が国の国益実現に結び付けられるか、そして、我が国が主要国として相応しい立場を確保していけるかという観点から北極政策が検討され、昨年6月18日に開催された総合海洋政策本部第18回会合に意見書が出されました。意見書では、地球規模課題に対処する研究開発の推進のため、北極域研究推進プロジェクトの後継プロジェクトの検討や、我が国の研究開発の強みを北極海航路の利活用という我が国の経済権益に結びつけること、国際協力の推進が提言されました。

このような背景のなか、これまで実施してきた北極域研究で得られた成果等を利活用して、我が国社会や国際社会への更なる貢献及び我が国の国際的存在感（プレゼンス）の更なる向上に資するため、北極域研究加速プロジェクトを実施します。

(2) 事業の目的

持続可能な社会の実現を目的として、北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化などの先進的な研究を推進することにより、北極の急激な環境変化が我が国を含む人間社会に与える影響を評価し、研究成果

の社会実装を目指すとともに、北極における国際的なルール形成のための法政策的な対応の基礎となる科学的知見を国内外のステークホルダーに提供することを目指します。

2. 事業の内容

(1) 事業規模

令和2年度新規課題の公募における事業規模等は、下表のとおりとします。

実施期間：5年以内（令和2年度～令和6年度）
年 額：950百万円以内
採択予定件数：1件

※補助金の交付は1年ごとに行います。

※原則として3年度目に中間評価を実施し、必要に応じて、その評価結果に基づき事業の見直し等を行います。

※令和3年度以降の補助金の上限額については、各年度の予算額等により変更することがあります。

(2) 事業内容

本補助金制度では、「1. 事業の背景・目的」に記載する補助事業目的に基づき、以下のとおり、補助事業の「戦略目標」及び「重点課題」を設定しています。提案する補助事業計画は、これに合致した内容とするとともに、これら戦略目標等を実現する上で必要となる研究基盤の整備等の内容についても反映してください。

1. 戦略目標

①先進的な観測システムを活用した北極環境変化の実態把握

先進的かつ長期的視点に立ったシステムティックな広域観測による環境変化の正確な実態把握に関する研究。

例) 地上・船舶・航空機・人工衛星等を駆使した気候影響大気物質、氷縁や冬季・春季の海氷の消長に関する観測、大気・海洋・陸域・雪氷における高精度なデータの獲得 等

②気象気候予測の高度化

戦略目標①によって得られたデータ等を活用した、北極域や我が国を含む中緯度域に関する気象気候数値モデルの高度化及び、北極域の気候の温暖化進行や増幅メカニズムの解明と長期的気候変化に関する研究。

例) 大気・海洋・雪氷の状態と変化並びに北極域と全地球規模の気象・気候現象の連環を多角的に表現する数値モデルの構築、北極域と北極域外間の気象・気候連環のメカニズム解明とそれに基づく気象・気候の予測可能性の評価 等

③北極域における自然環境の変化が人間社会に与える影響の評価

戦略目標①及び②と連携するとともに、その研究成果を活用しつつ、北極域の持続可能な利用を目指し、自然環境の変化が、先住民や社会に与える影響評価に関する研究。

例) 北極域の災害（グリーンランドの地滑り、氷河洪水、沿岸侵食、シベリア凍土融解、森林火災等）の状況把握と先住民や地域社会、北極域から

離れた我が国等に与える影響の評価、北極域の社会経済活動の分析により、人間社会が北極の自然環境に与える影響を考慮した双方向の評価等

- ④北極域の持続可能な利用のための研究成果の社会実装の試行・法政策的対応
戦略目標①～③と連携し、その研究成果を実際の社会経済等に活かす社会実装の試行及び北極域の持続可能な利用のための国際ルールや国際協力の在り方に関する研究。

例) 北極域の環境変化に伴う我が国の極端気象や災害リスクの低減、安定した北極海航路の実現に向けた社会実装の試行並びに、北極海航路を利用した北極の生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際ルール及び国際協力の在り方に関する研究

2. 重点課題

①人材育成・研究力強化

将来の我が国の北極域研究を担う若手研究人材や北極を巡る国際的な場で活躍する若手人材の育成・確保及び国際的なネットワークの構築。

例) 北極域研究に係る海外の主要な研究機関との若手研究者の派遣・受入、海外の著名な北極域研究者の招へい及び若手人材向けの講座等の実施等

②戦略的情報発信

国内外の多様なステークホルダーを対象とした、本プロジェクトの研究成果や北極環境に関する情報の統合的な発信及び、アウトリーチ活動等の実施。

例) 北極域に関する国内外の研究成果や動向に関する情報発信及び情報収集、講演会やシンポジウムの実施等

3. 研究基盤の整備等

本プロジェクトの推進のために必要な研究基盤の整備の実施。

例) 北極域における国際観測拠点の整備、北極海の海洋環境変化や海洋生態系調査のための観測船の運航、海洋、陸域、生態系、積雪などの観測データ及び研究成果等を保存・蓄積・提供するシステムの整備等

【事業内容の設定にあたっての留意事項】

本事業を進めるにあたり、下記の①～⑦に留意してください。

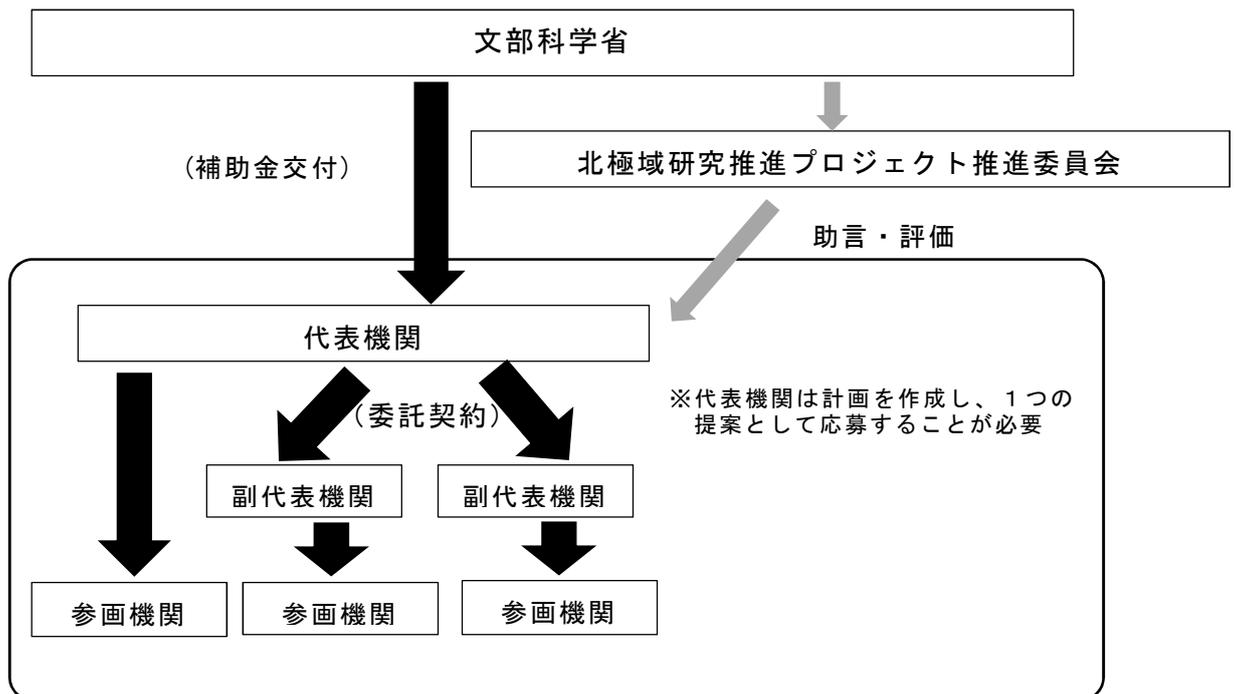
- ① 北極に関する諸問題に関する課題解決に貢献し、我が国の強みを活かしつつ、国際的な取組を牽引することを目指すこと
- ② 研究者だけでなく、多様なステークホルダーとの協働を促進するため、随時、情報交換や連携・協議を行う体制を確保すること
- ③ 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、包括的、総合的に推進すること
- ④ 研究成果について、専門家以外の者にも随時わかりやすい形で適切に国内外に情報発信することに努めること
- ⑤ 研究活動等を通じて得られたデータや情報の管理及び公開のためのシステム構築を促進するとともに、国際的な枠組みとの連携を図ること

- ⑥ 地球環境変動、持続可能な開発、環境経済等、北極域に限らない多様な分野との積極的な連携促進に努めること
- ⑦ 「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部）にある「研究開発」、「国際協力」、「持続的な利用」の3本柱を総合的に推進するための基盤となることを目指すこと

（3）実施体制

本事業では、補助事業者である実施機関が事業計画全体の実施及び取り纏めについて責任を有する機関（代表機関）としての任を負っていただきます。また、代表機関は、事業の実施にあたり、副代表機関を設定し、連携して事業を行うことや、必要に応じて、その他の機関を参画させることもできます（参画機関）。この場合、上述のとおり、代表機関において、副代表機関及び参画機関が実施する研究の一切の管理・監督を行い、計画全体を総括して把握し、効率的・効果的に運営する体制を構築していただくことが必要となります。

<体制図の例>



（4）その他

- 本事業では、応募に当たり、実施期間（最長5年）を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、単年度の補助事業として取り扱うため、年度間での補助金の流用等はできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由（試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由）により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、繰越手続

きを行い財務大臣の承認を得ることにより、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

- 本事業は、事業年度毎に実績報告書及び成果報告書を作成していただく必要があります。
- 原則として3年度目に事業の進捗状況確認の一環として、中間評価を実施します。その評価結果に基づき、必要に応じてそれ以降の事業内容の見直し等を行います。
- 本事業は、補助事業期間中の各種調査や補助事業期間終了後の追跡調査に対応していただく必要があります。

3. 応募手続き

(1) 応募機関（代表機関）

日本国内の機関であり、下記の（ア）～（エ）すべてを満たすことが必要です。

（ア）次の（A）から（C）のいずれかに該当する機関であること

（A）大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）

（B）大学共同利用機関法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）

（C）独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）

（イ）北極域の観測研究の知見や専門性を有する機関であること

（ウ）事業に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有する機関であること

（エ）補助金の交付は、原則精算払いであることから、事業を的確に遂行するために必要な財政的基礎を有する機関であること

*なお、補助金の概算払いをする必要があると認められる場合には、所要の手続きを経て、交付決定額の全部又は一部を概算払いすることができます。

【参画機関の要件】

上記、（イ）～（エ）すべてを満たすことが必要です。

(2) 応募者

本補助事業における応募者は、代表機関の長とします。また、応募にあたっては副代表機関を設定し、共同して提案することも可能です。

(3) 経費

○ 本補助事業を実施するために必要となる物品費、人件費・謝金、旅費、委託費及びその他を対象とします。本事業の対象となる経費の用途等については、別表「北極域研究加速プロジェクトに係る経費について【環境技術等研究開発推進事業費補助金】」を参照してください。

○ 経費の取り扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適

切に管理執行していただくこととなりますので、留意してください。

(4) 応募書類の入手方法

応募書類様式等、応募に必要な資料の入手については、文部科学省ホームページの公募情報 (https://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/index.htm)、又は e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>、以下「ポータルサイト」という。) からダウンロードしてください。

また、本補助事業の取扱いについては、本要領のほか、環境技術等研究開発推進事業費補助金交付要綱及び北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】取扱要領に定めていますので、ご参照ください。

(5) 応募書類の提出

応募書類の提出は e-Rad を通じて行っていただきます。e-Rad を利用した応募書類の提出方法については 3.(7) を御覧ください。なお、必要な応募書類は以下のとおりです。

提出書類：北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】申請書

受付期間：令和 2 年 2 月 13 日（木）～令和 2 年 3 月 13 日（金）

17：00（厳守）

(6) 公募説明会

本事業の内容、申請の手続き等についての説明会を以下のとおり実施します。

日時：令和 2 年 2 月 20 日（木）17：00～18：00

会場：文部科学省 5 階 5 F 4 会議室

参加希望者は、以下の宛先に、e-mail にて、氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載の上、2 月 18 日（火）までに申し込んでください。

なお、本事業への申請にあたり、本説明会への参加は必須ではありません。

宛先：kaiyou@mext.go.jp

件名：「北極域研究加速プロジェクト説明会申込」

(7) e-Rad を利用した応募書類の作成・提出等について

○府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭

文字を冠したものです。

○e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は e-Rad を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「(別添3) e-Rad を利用した応募の流れ」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関は研究代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii) e-Rad での応募申請

e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に文部科学省研究開発局海洋地球課に問い合わせてください。

② 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

提出締切日時までに応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究開発局海洋地球課まで連絡してください。

(iii) その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

○その他

(i) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(ii) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは、文部科学省研究開発局海洋地球課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省研究開発局海洋地球課	TEL : 03-6734-4144、FAX : 03-6734-4147 e-mail:kaiyou@mext. go. jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

(iii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(8) e-Rad 上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(9) e-Rad からの内閣府への情報提供等

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、GSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

(1 0) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（旧称Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmapは、e-Radや多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

(1 1) 応募書類の作成・提出に当たっての留意事項

- 審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査対象としないことがあります。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択を取り消すことがあります。
- 提出された申請書は、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合であっても、差し替えや訂正は認めません。

- 提出された申請書は返還しませんので、各機関において控えを保管するようにしてください。

4. 審査

- 支援対象事業の選定に当たっては、ヒアリング審査の実施を予定していません。
- 審査は、応募書類（「令和2年度北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】申請書」（別添1））に基づき、北極域研究推進プロジェクト推進委員会で行います。また、審査は非公開で行われ、提出された「令和2年度北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】申請書」（別添1）は返却しません。審査の経過等に関する問い合わせにはお答えできません。
- 審査方法等については、「北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】審査要項」（別添2）を参照してください。
- 応募機関におかれては、日時を調整の上、ヒアリング審査への対応をお願いすることとなりますので、あらかじめご承知おきください。
- ヒアリング審査の際には、申請書及び補足資料を使用するほか、プロジェクトによるプレゼンテーション資料の投影を行うことができます。プロジェクトの使用を希望する場合は、別途指定する日までに、プレゼンテーション資料のファイルを文部科学省へ送付してください。
- 審査の結果、申請書の大幅な修正を求められます場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- 審査結果に基づく採択、不採択については、応募機関に文書で通知（4月下旬予定）します。

5. 補助金の交付に当たっての諸手続き

- 本事業は、（項）研究開発推進費（目）環境技術等研究開発推進事業費補助金による補助事業であり、実施機関は補助金の交付等に関する諸手続きが必要となります。
- 実施機関に対しては、別途、補助金交付申請手続きに関する連絡をします。

6. 公募から事業開始までのスケジュールの概要（予定）

2月13日（木）		公募の開始
2月20日（木）		公募説明会
3月13日（金）	必着	公募の締切
3月下旬		ヒアリング審査の実施
6月		交付内定、補助金交付関係手続、事業開始

※審査の状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

7. 補助金の執行に関する留意事項

代表機関の長、実施担当者及び経理担当者は以下のことに留意してください。

- 本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。
- 応募書類、交付申請書、報告書等の作成や提出、事業の実施等については、代表機関の長の指揮管理の下、一括して行ってください。
- 本補助金の執行事務を適切に遂行するため、機関の事務局が計画的に経費の管理を行ってください。その際、本補助事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収支を証する書類等を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業（各年度の補助事業）が完了した年度の翌年から5年間保存してください。
- 設備備品を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、複数年度にわたる補助金による事業実施期間内のみならず、その終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。
- その他法令、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

8. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備等について

- 本制度の応募、研究実施等に当たり、実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)※¹の内容について遵守する必要があります。実施機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※¹「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- 本制度の応募に当たり、実施機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。)

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、公募の受付期間中に、実施機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研

究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成31年4月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等について

- 研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）※1を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

- ※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- 本事業の実施に当たり、参画する全ての研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の事業実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、令和2年4月1日（水）以降事業開始までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

- 本事業において、研究活動における不正行為があった場合、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドラインについて」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、以下のとおり厳格に対応します。

（i）契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から）	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事

業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

10. その他

- 本制度への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究計画が採択された後、交付申請手続きの中で、研究代表者は、本制度への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

- 「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）（別添4）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組をお願いします。

別表

北極域研究加速プロジェクトに係る経費について
【環境技術等研究開発推進事業費補助金】

大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示
物品費	設備備品費	<u>業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。なお、設備備品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。</u>
	消耗品費	<u>業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。なお、消耗品の定義・購入手続きは研究機関の規程等によるものとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア ※バージョンアップを含む ・図書、書籍 ※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品等
人件費・謝金	人件費	<u>業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・研究採択者本人の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費等 <u>業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費</u> <ul style="list-style-type: none"> ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント

		<ul style="list-style-type: none"> ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等 <p>*人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。</p>
	謝金	<p><u>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 <p>等</p> <p>*謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。</p>
旅費	旅費	<p><u>旅費に関わる以下の経費</u></p> <p>①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。</p> <p>②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）</p> <p>③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費）</p> <p>④研究者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）</p> <p>等</p> <p>*旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。</p> <p>*旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。</p>

		*「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。
委託費	委託費	<u>副代表機関などに業務の委託を行う場合にかかる経費</u>
その他	外注費	<u>外注に関わる以下の経費</u> 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等
	印刷製本費	<u>業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費</u> ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代等
	会議費	<u>業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費</u> ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 等
	通信運搬費	<u>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料</u> ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等
	光熱水料	<u>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</u>

	<p>その他（諸経費）</p>	<p><u>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・ 研究機関内の施設・設備使用料 ・ 学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・ 学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・ 研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・ 広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・ 保険料（業務・事業に必要なもの） ・ 振込手数料 ・ データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・ 特許関連経費 ・ 薬事相談費 ・ 薬品・廃材等処理代 ・ 書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・ レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） <p>等</p>
--	-----------------	---

◆使用できない主な経費

- ・ 機関が定めた規程により執行し得ないもの
- ・ 機関で通常備えるべき物品を購入するための経費（机、いす、複写機等）
- ・ 不動産の取得、建物等施設の建設・改修に係る経費（ただし、本補助事業により購入した設備備品を導入することにより、必要となる軽微な据付費等を除く）
- ・ 本補助事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費（訴訟経費を含む）
- ・ 機関の教職員（本補助事業により雇用され、専ら本補助事業に従事する者を除く）の person 費
- ・ 退職手当積立のための退職手当引当金相当経費
- ・ 学生に対する学資金の援助のための経費（例えば、奨学金等）
- ・ 学内の打ち合わせや会議等、シンポジウム等の一般参加者に係る飲食等経費
- ・ その他、本補助事業の遂行に関係のない経費